

滝川市都市再生整備計画事後評価会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）に基づき、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条第2項の規定による社会資本整備総合交付金の交付を受けて実施した都市再生整備計画事業について、事後評価を実施するにあたり、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するため、滝川市都市再生整備計画事後評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項を審議し、意見を市長に具申するものとする。

- (1) 事後評価の手續に関する事項
- (2) 都市再生整備計画の目標の達成状況に係る確認等の結果における妥当性に関する事項
- (3) 今後のまちづくり方策等の内容に関する事項

(組織)

第3条 評価会議は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が選出する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくり又は行政運営に関して豊かな識見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(職務期間)

第4条 委員の職務期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

(委員長)

第5条 評価会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、評価会議を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 評価会議の会議は、委員長が招集し、その議長には、委員長が当たる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、評価会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、経済部商業観光課において処理する。

(施行細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、委員長が評価会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。